
専利開放許諾の実施料の試算に関するガイドライン

(試行)

国家知識産権局作成

2022年10月

目次

一．総則	1
（一）全体的な考え方	1
（二）適用対象	1
（三）主な特徴	1
1. 指導性	1
2. 的確性	1
3. 実行可能性	1
二．試算方法	1
（一）当該専利の自己実施による収益を参考にする	1
1. 参考基準	1
2. 計算方法	1
3. 調整係数の考慮要素	2
（二）実施済みの許諾の実施料を参考にする	2
1. 参考基準	2
2. 計算方法	2
3. 調整係数の考慮要素	2
（三）同産業の専利の実施許諾統計データを参考にする	3
1. 参考基準	3
2. 計算方法	3
3. 調整係数の考慮要素	3
4. 注意事項	4
（四）国際的に一般的なライセンス料率を参考にする	4
1. 参考基準	4
2. 計算方法	4
3. 調整係数の考慮要素	4
（五）資産評価方法	4
1. 常用方法	4
2. 主な根拠	5

3. 注意事項	5
三. 作業手順	5
(一) 専利開放許諾の適切性を判断する	5
(二) シナリオに応じた試算方法を選択する	5
1. 専利技術がすでに自己実施されている	5
2. 専利技術が他人による実施を許諾されている	5
3. 専利技術が未実施である	5
(三) 計算基数を決定する	5
(四) 調整係数を設定する	6
(五) 実施料を試算し、支払い方法を決定する	6
1. 一括払い又は分割払い	6
2. 歩合支払又はイニシャルペイメントと歩合の組合せ	6
3. 段階別支払	6
付属文書 1: 開放許諾の実施料の試算事例	7
付属文書 2: 『第 13 次 5 か年計画』国民経済産業専利通常実施権許諾統計表	10
付属文書 3: 本ガイドラインの作成にあたり参考にした法令及び関連政策	18

専利権者が専利開放許諾の声明を提出するにあたっての指針とし、科学的、公正かつ合理的な専利開放許諾の実施料の支払方式と基準を制定し、専利開放許諾制度のより良い実施と運用を支援するため、「中華人民共和国専利法」等の法令に基づき、実情を踏まえ、本ガイドラインを制定する。

一．総則

（一）全体的な考え方

市場の規則に従い、政府の指導的役割をより良く果たし、当事者の私的自治を尊重し、専利権者が自発的、自主的に試算方法を選択するよう指導し、専利開放許諾の実施料の支払基準と方法を科学的かつ合理的に提示し、市場ベースの定価と許諾の成立を促進し、有効な価格発見メカニズムを形成する。

（二）適用対象

本ガイドラインは、専利権者が専利開放許諾声明を提示し、専利開放許諾の実施料の支払基準と方式を明確にするにあたっての参考としての使用に適用し、また被許諾者が開放許諾専利を求め、知的財産権サービス機関が専利開放許諾を中心に関連サービスを提供するにあたっての参考としての使用に適用する。

（三）主な特徴

1. 指導性

本ガイドラインは、専利権者の専利開放許諾の実施料の試算を指導し、助けとなるものであり、本ガイドラインで示された許諾実施料の試算方法及び事例は、あくまで関係者の参考に供するものであり、強制力と拘束力を持つものではない。

2. 的確性

本ガイドラインは、専利の許諾実施における一般原理に基づき、開放許諾の具体的なシナリオを踏まえ、専利開放許諾の実施料の試算方法、及び対応する参考基準、基準に基づいて調整する考慮要素、計算方法等の内容を提示するものである。

3. 実行可能性

本ガイドラインは、実践性を重視し、専利開放許諾の基本制度の原理を述べるとともに、専利権者が分かりやすく、実行性の高い方法を選択し、専利開放許諾の実施料について、便利に素早く試算を行うことを手助けする。

二．試算方法

（一）当該専利の自己実施による収益を参考にする

1. 参考基準

開放許諾を予定する専利がすでに自己実施され、市場で販売される専利製品が形成されている場合、専利製品の販売収益のうち当該専利技術の貢献部分を参考基準とすることができる。具体的には、当該参考基準は、専利製品の年間平均利益と、専利技術が製品全体の利益に与える貢献率によって決定することができる。

2. 計算方法

専利製品の販売収益における当該専利技術の貢献部分を参考基準とし、さらに、許諾条件に存在する差異と開放許諾の「一対多」の特性を踏まえ、対応する調整係数を設定し、参考基準（即ち計算基数）に調整係数を乗じて、専利開放許諾の実施料を試算する。

支払い方法に応じて異なり、具体的な公式は以下のとおり。

固定額又は金額換算可能な支払い：

専利開放許諾の年間平均実施料=自己実施専利製品の年間平均利益×専利の製品利益に対する貢献率×調整係数

売上歩合又は利益歩合に応じた支払い：

専利開放許諾の実施料の歩合率=製品の売上高又は利益に対する専利の貢献率×調整係数

3. 調整係数の考慮要素

このような場合、当該専利製品又は類似製品の市況を考慮する必要があり、当該専利製品又は類似製品が大量に生産・販売され、市場が飽和状態にあり、将来、被許諾者が開放許諾を成立させることによる利益が比較的少ないと予想される場合、調整係数は適切に低くしなければならない。

このほか、専利開放許諾の「一対多」の特性を踏まえ、予想される被許諾者の人数に応じて調整係数をさらに調整する必要がある。例えば、開放許諾を予定する技術的解決手段の実施が容易であり、予想される被許諾者の人数が多い場合、調整係数をさらに低くして、より低い開放許諾の実施料を設定し、より多くの許諾件数を成立させることによって、より良好な許諾収益を得ることができる。

(二) 実施済みの許諾の実施料を参考にする

1. 参考基準

開放許諾を予定する専利について、その開放許諾の前に通常実施権許諾契約を締結済みである場合は、当該専利の通常実施権許諾実施料を参考基準とすることができる。

2. 計算方法

当該専利の通常実施権許諾の実施料を参考基準とし、さらに、許諾条件に存在する差異と開放許諾の「一対多」の特性を踏まえ、対応する調整係数を設定し、参考基準（即ち計算基数）に調整係数を乗じて、専利開放許諾の実施料を試算する。

支払い方法に応じて異なり、具体的な公式は以下の通り。

固定額又は金額換算可能な支払い：

専利開放許諾の年間平均実施料=締結済みの専利通常実施権許諾契約の年平均実施料×調整係数

売上歩合又は利益歩合に応じた支払い：

イニシャルペイメントなし：

専利開放許諾の実施料の歩合率=締結済みの専利通常実施権許諾契約の歩合率×調整係数

イニシャルペイメントあり：

専利開放許諾の実施料の歩合率=締結済みの専利通常実施権許諾契約の歩合率×調整係数

専利開放許諾のイニシャルペイメント=締結済みの専利通常実施権許諾契約イニシャルペイメント×調整係数

3. 調整係数の考慮要素

このような場合、開放許諾を予定する専利と通常実施権許諾契約を締結した専利が同一の専利であり、許諾の時点、締結済みの通常実施権許諾契約の件数と許諾期間等の許諾条件の違いが許諾実施料に与える影響を考慮する必要がある。例えば、締結済みの許諾契約の件数が比較的多く、当該専利製品又は類似製品が大量に生産、販売され、市場が飽和状態にあり、将来、被許諾者が開放許諾を成立させることによる利益が少ないと予想される場合、調整係数は適切に低くしなければならない。

このほか、専利開放許諾の「一対多」の特性を考慮し、予想される被許諾者の人数に応じて調整係数をさらに調整する必要がある。

（三）同産業の専利の実施許諾統計データを参考にする

1. 参考基準

開放許諾を予定する専利と同一又は類似の技術分野又は国民経済産業がすでに締結した専利通常実施権許諾契約の統計データを、参考基準とすることができる。例えば、国家知識産権局が公表した『第13次5か年計画』国民経済産業専利通常実施権許諾関連データ（別添参照）、及び順次公表した2017～2021年専利実施許諾統計データである。専利開放許諾制度の正式実施後、国家知識産権局に登録し公告した同一又は類似の技術分野において、すでに成立した専利開放許諾の実施料のデータを参考にすることもできる。

2. 計算方法

同産業又は類似産業の専利通常実施権許諾契約における平均実施料のデータを参考基準（即ち計算基数）とし、開放許諾を予定する専利の実情及び開放許諾の「一対多」の特性を踏まえ、対応する調整係数を設定し、参考基準に調整係数を乗じて、専利開放許諾の実施料を試算する。

支払い方法に応じて異なり、具体的な公式は以下のとおり。

固定額又は金額換算可能な支払い：

専利開放許諾の年間平均実施料=同産業の統計における専利1件あたりの平均金額×調整係数

売上歩合又は利益歩合に応じた支払い：

イニシャルペイメントなし：

専利開放許諾の実施料の歩合率=同産業の統計における平均歩合率×調整係数

イニシャルペイメントあり：

専利開放許諾の実施料の歩合率=同産業の統計における平均歩合率×調整係数

専利開放許諾のイニシャルペイメント=同産業の統計における平均イニシャルペイメント×調整係数

3. 調整係数の考慮要素

このような場合、調整係数の計算は、主に開放許諾を予定する専利自体の価値と、同産業ですでに許諾された専利の全体状況を比較して算出する。総合的に考慮し、開放許諾を予定する専利自体の価値が同産業の専利の平均価値より高いと判断される場合、調整係数を高くする。開放許諾を予定する専利自体の価値が同産業の専利の平均価値より低い場合、調整係数を低くする。

開放許諾を予定する専利自体の価値に影響する要素は、主に法的価値、技術的価値、経済的価値の3つの面から総合的に考慮する。

法的価値は、主に権利の安定性、請求項の保護範囲、権利侵害の判断可能性等の面から考慮する。権利の安定性を例にとると、開放許諾を予定する専利が1回以上の審判又は無効審判手続きを経た後も有効を維持する場合、調整係数を適切に高くすることができ、その逆も同様である。

技術的価値は、主に技術の先進性、代替性、独立性、成熟度、適用範囲等の面から考慮する。技術の先進性を例にとると、開放許諾を予定する専利技術が当産業の一般的な専利技術より先を行っており、解決できるのが重要な問題であれば、調整係数を適切に高くすることができ、逆もまた同様である。

経済的価値は、主に経済的残存耐用年数、市場の応用状況又は見通し、訴訟賠償状況等の面から考慮する。訴訟賠償の場合を例にとると、開放許諾を予定する専利について訴訟が発生し賠償を受けた場合、調整係数を適切に高くすることができ、その逆も同様である。

最後に、専利開放許諾の「一対多」の特性を考慮し、予想される被許諾者の人数に応じ

て、参考基準の調整係数を調整する必要がある。

4. 注意事項

産業のデータが統計に含まれていない場合は、類似する産業のデータを参考にするか、他の方法を使用して推計することができる。

専利権者は専利開放許諾の許諾期間を決定するにあたって、当該産業の専利通常実施権許諾契約の統計データでの許諾の平均年数に注目してこれを参考にし、開放許諾を予定する専利の実施難易度、生産準備サイクル等の要素を総合的に考慮し、専利開放許諾の許諾期間を合理的に設定することができる。

（四）国際的に一般的なライセンス料率を参考にする

1. 参考基準

国際的な一般経験に基づき、製品利益の25%¹又は製品売上高の5%²を、許諾を実施する専利の実施料における歩合率の交渉基準とし、許諾双方はこれに基づき歩合率についてさらに調整を行う。

2. 計算方法

専利製品の利益の25%又は専利製品売上高の5%を専利開放許諾の実施料の参考基準（即ち計算基数）とする場合、開放許諾の「一对多」の特性を考慮し、予想される被許諾者の人数に応じて対応する調整係数を設定し、参考基準に調整係数を乗じて、専利開放許諾の実施料の歩合率を試算する。

具体的な公式は以下のとおり。

売上歩合に応じた支払い：

専利開放許諾の実施料の歩合率=5%×調整係数

利益歩合に応じた支払い：

専利開放許諾の実施料の歩合率=25%×調整係数

3. 調整係数の考慮要素

このような場合、調整係数に設定する主要開放許諾の「一对多」の特性を考慮し、予想される被許諾者の人数に応じて調整係数を調整する。

専利製品の売上高の5%を歩合率の参考基準として選択し用いる場合、各産業の利益率の違いも考慮する必要がある。開放許諾を予定する専利技術に属する産業の利益率³が低い場合、調整係数を適切に下げ、製品売上高の歩合率をさらに低くすることができる。

（五）資産評価方法

1. 常用方法

資産評価方法を用いて開放許諾の実施料を試算することができる。一般的な資産評価方法には主に、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチがある。

インカム・アプローチとは、評価対象の期待収益を資産化し又は割引くことによって評価対象物の価値を決定する評価方法である。

コスト・アプローチとは、評価対象を再構築又は再調整するという考え方にに基づき、再構築又は再調整コストを評価対象の価値決定の基礎とし、関連する減価を差し引くことで

¹ 世界知的所有権機関（WIPO）開発と知的財産に関する委員会（CDIP）報告書『INTELLECTUAL PROPERTY VALUATION MANUAL FOR ACADEMIC INSTITUTIONS』5.8.2. History of the 25% Rule。

² 海外の研究機関による3万件以上の許諾契約に関する統計によると、売上高ベースの実施料の歩合率の中央値は5%である。Time series of sales based royalty rates. <https://www.royaltystat.com/>

³ 国家統計局のデータによると、2021年、中国の一定規模以上の企業の営業収入の利益率は6.8%で、41の工業大分類のうち、利益率が20%を超えたのは、医薬製造業（21.4%）と石炭採掘・選鉱業（21.3%）の2業種のみである。

評価対象の価値を決定する評価方法である。

マーケット・アプローチとは、評価対象を比較対象物と比較することにより、可比参照物の市場価格を基に差額修正を行った後に評価対象の価値を決定する評価方法である。

2. 主な根拠

「中華人民共和国資産評価法」「資産評価基本準則」「資産評価実施準則—無形資産」等。

3. 注意事項

専利開放許諾の実施料の試算に資産評価方法を選択し用いる場合、専利権者は自身の実情を踏まえて自ら試算することができ、また、知的財産権の評価経験を有する専門サービス機関に評価を依頼することもできる。試算にあたっては、開放許諾の具体的なシナリオと「一対多」の特性を十分に考慮し、調整係数を調整する必要がある。

三. 作業手順

（一）専利開放許諾の適切性を判断する

専利権者は、開放許諾を予定する専利の法的状況、専利の安定性、専利の実施可能性、応用の見通し等について分析・検討を行い、かつ市場化の見通しが明るく、応用範囲が広く、実用性が高い専利を開放許諾の実施に選別しなければならない。独占的又は排他的許諾の状態にある専利は、開放許諾を行うことができない。

（二）シナリオに応じた試算方法を選択する

1. 専利技術がすでに自己実施されている

専利技術がすでに自己実施されている場合、専利権者は当該専利製品の収益を適宜参考にして開放許諾の実施料を試算する。専利権者は、同産業の専利の許諾統計データや国際的に一般的なライセンス料率を参考にして開放許諾の実施料を試算することもできる。

2. 専利技術が他人による実施を許諾されている

専利技術が他人による実施を許諾されている場合、専利権者は、当該専利について締結済みの通常実施権許諾契約を適宜選択して参考にし、開放許諾の実施料を試算する。専利権者は他の方法で試算することもできる。

3. 専利技術が未実施である

専利技術が自己実施されておらず、また他人に実施を許諾されていない場合、同産業の専利の許諾統計データや国際的に一般的なライセンス料率を参考にして開放許諾の実施料を試算することもできる。

専利権者が専利技術の研究開発側であり、研究開発過程における財務データを掌握している場合は、資産評価方法のうちコスト・アプローチを用いて開放許諾の実施料を試算することができる。

（三）計算基数を決定する

当該専利の自己実施に関連するデータを参考にする方法を選択して試算する場合、参考基準（即ち計算基数）は当該専利の自己実施の過程において、専利技術の部分から生じた収益とする。

専利のすでに許諾された実施料を参考にする方法を選択して試算する場合、参考基準（即ち計算基数）は、開放許諾を予定する専利について、その開放許諾の前に締結された通常実施権許諾契約における許諾実施料である。

同産業の専利の許諾統計データを参考にする方法を選択して試算する場合、参考基準（即ち計算基数）は、国家知識産権局が公表した専利通常実施権許諾契約の統計データにおける同産業又は類似産業の年間平均許諾実施料の金額又は平均歩合率である。

国際的に一般的なライセンス料率を参考にする方法を選択して試算する場合、許諾実施

料の歩合率の参考基準（即ち計算基数）は、専利製品の利益の 25%又は専利製品売上高の 5%を使用することができる。

（四）調整係数を設定する

前記のさまざまな試算方法による調整係数の各考慮要素に基づき、総合的に分析を行い、調整係数を設定する。

（五）実施料を試算し、支払い方法を決定する

参考基準（即ち計算基数）に調整係数を乗じて、開放許諾の実施料を計算する。

専利権者は、一括払い、分割払い、イニシャルペイメントと歩合の組合せ又はマイルストーンペイメント等のさまざまな支払い方法を選択することができる。

1. 一括払い又は分割払い

一括払いとは、許諾実施料が固定額であり、被許諾側が一括で完納する支払い方をいう。一括払い方式は、専利権者にとって、一度にすべての許諾実施料を取得することができる、簡便で実行しやすく、リスクが比較的低い。ただし、被許諾者が当該専利技術を実施して専利製品を生産、販売した後の収益を共有することはできない。被許諾側にとっては、専利技術実施の効果を把握しないまますべての費用を支払うことは、経済的負担が重く、一定のリスクがある。

分割払いとは、許諾実施料が固定額であり、被許諾側が分割で完納する支払い方をいう。分割払いの方式は、被許諾者が支払を延期し、又は後続費用を支払わない状況が発生する可能性がある場合には、専利権者は事前に予見し、かつ相応の措置を講じなければならない。

2. 歩合支払又はイニシャルペイメントと歩合の組合せ

歩合支払とは、被許諾者が許諾実施料の総額を支払うことを規定せず、被許諾者が専利を実施して実際に収益を獲得した時に、利益又は製品売上高の一定の割合に基づき歩合を支払うことをいう。

イニシャルペイメントと歩合の組合せの方式とは、許諾実施料を 2つの部分に分け、一方では許諾の成立後、取り決めた金額をまず支払い、もう一方では専利の実施後、取り決めた割合に応じて専利権者に歩合を支払う方式をいう。このうち、許諾の成立後にまず支払われる金額はイニシャルペイメントと呼ばれ、一般的には固定額である。歩合の計算基数は、売上高又は利益額が一般的であるが、前者は当年度の契約製品の純売上高で計算されることが多く、後者は被許諾側の専利製品の純利益額で計算されることが多い。

歩合支払方式については、専利権者にとっては、被許諾者の経営不振や収益のない状況が発生した場合に、専利権者は許諾実施料を受け取ることができず、一定のリスクが存在する。被許諾者にとっては、求められる支払い能力は比較的低い。事後の契約履行の過程で、双方は専利製品の実際の売上高又は実際の利益、即ち歩合の計算基数を確認し、起こり得る紛争を避ける必要がある。

3. 段階別支払

段階別支払は、マイルストーンペイメントとも呼ばれ、特定の条件を満たし、ある段階に到達した後、相応する許諾実施料を支払う方式である。例えば、医薬品専利を承諾する場合に、医薬品登録手順に応じて、特定の時点に達した後、例えば臨床試験の許可書を取得し、医薬品登録申請を提出して医薬品の発売許可を取得した後に、特定の許諾実施料を支払う方式である。段階別支払方式は、被許諾者の先行的な資金圧力を軽減し、また技術開発の失敗によるリスクを軽減することができる。

付属文書 1：開放許諾の実施料の試算事例

開放許諾の実施料の試算事例

事例一

専利権者は特許「レブリン酸エチルの水素化触媒」の開放許諾を行う。当該特許の所属産業は「化学原料と化学製品製造業」であり、専利権は明確で、状態が安定しており、当該専利技術は専利権者の自己実施を数年経ており、現在の残存保護期間は 12 年で、4 年間の開放許諾を予定している。

具体的な計算過程は以下のとおり。

ステップ 1. 専利開放許諾の妥当性を判断する

専利技術は独占的又は排他的許諾の状態になく、現在の専利製品及び類似製品の生産・販売量は多くないため、比較的大きな市場拡大の余地があり、専利開放許諾の実施に適する。

ステップ 2, 試算方法を選択する

専利技術はすでに自己実施されているので、当該専利は実施後の専利製品の収益状況を参考にして試算することができる。

ステップ 3. 計算基数を決定する

前年の専利製品の販売利益が 500 万円で、専利製品全体の利益に対する当該専利の貢献度が 20%であると仮定すると、専利技術による毎年の増分収益は 100 万円である。

ステップ 4. 調整係数を計算する

このような場合、調整係数の設定では、主に専利製品の現在の市況及び今後成立が見込まれる開放許諾契約の件数という要素を考慮する。総合的に考慮して、調整係数は 0.60 に設定する。

ステップ 5. 取得する専利開放許諾の実施料を計算する

一括払い方式を選択した場合、専利開放許諾の実施料＝専利製品利益×専利製品利益に対する当該専利の貢献率×調整係数×許諾期間＝ $500 \times 20\% \times 0.60 \times 4 = 240$ （万円）となる。

事例二

専利権者は特許「船舶製造に用いる鋼板」の開放許諾を行う予定である。当該特許の所属産業は「金属製品業」であり、専利技術はまだ実施されておらず、専利権は明確で安定しており、残存保護期間は 10 年で、5 年間の開放許諾を予定している。

具体的な計算過程は以下のとおり。

ステップ 1. 専利開放許諾の妥当性を判断する

専利技術は独占的許諾又は排他的許諾の状態になく、専利技術が対応する製品の市場化の見通しは比較的明るく、専利開放許諾の実施に適する。

ステップ 2. 試算方法を選択する

専利技術はまだ実施されていないため、同産業の専利の許諾統計データを参考にして試算することができる。

ステップ 3. 計算基数を決定する

国家知識産権局が公表した『第 13 次 5 か年計画』国民経済産業専利実施通常実施権許諾統計表にあるように、「金属製品業」は固定額又は金額換算可能な支払いにより年平

均金額 7 万 6,000 元を支払い、許諾の平均年数は 4.7 年。売上歩合によるイニシャルペイメントなしの平均歩合率は 4.2%、許諾の平均年数は 5.5 年。

ステップ 4. 調整係数を計算する

(1) 指標体系の確立

専利開放許諾の特殊シナリオに基づき、専利許諾実施料の調整係数の考慮要素に関する指標体系を構築する。指標体系は 2 層の指標から構成され、一級指標 4 個と二級指標 14 個を含み、具体的な指標は表 1 のとおりである。

表 1 専利許諾実施料の調整係数の考慮要素に関する指標体系
(同産業の専利の許諾統計データを参考にする試算方法を選択する場合に適用する)

一級指標	二級指標	説明
開放許諾特性	許諾件数	専利権者が予定する許諾件数
法的価値	安定性	専利又はパテントファミリーが、無効審判手続を経て権利を得た場合、又は無効審判手続を経た後に有効を維持する場合
	権利の保護範囲の回避不能性	専利が他人に回避されやすい設計（迂回設計）であるかどうか
	請求項の合理性	評価対象の専利の請求項の作成が厳密であるか、保護される範囲が合理的であるか
技術的価値	技術的先進性	評価対象の専利が解決する技術的課題の重要度
	技術的代替性	評価対象の専利と同一又は類似の技術的課題が存在するか
	技術の適用範囲	評価対象の専利の対象となる技術製品の分野
	技術の独立性	評価対象の専利の技術を単独で製品に適用できるか
	技術の成熟度	評価対象の専利の技術は、現在、具体的に発展段階のどのレベルにあるか
	技術分野の発展動向	評価対象の専利の技術が現在、黎明期、発展期、成熟期、衰退期のどの段階にあるか
経済的価値	経済的残存耐用年数	評価対象の専利が将来の経済的利益を生み出すことができる期間
	競争状況	評価対象の専利が自身の市場を維持又は強化する能力
	市場での応用状況	評価対象の専利に対応する製品の実現済み販売収益
	訴訟・仲裁の状況	評価対象の専利及びそのパテントファミリーの訴訟、仲裁及び賠償の状況

(2) 指標重み付けの設定

専利開放許諾の特殊な応用シナリオにおいて、開放許諾の実施料の計算過程を簡略化するため、各層・級の指標に等しい重み付けを行う。

(3) 値の割当て

開放許諾を予定する専利の状況をそれぞれ産業の平均状況と比較し、逐一値の割当てを行う。

(4) 具体的な計算

専利権者は各級指標の値の割当てに基づき、重み付けを組み合わせ、以下の公式に基づいて調整係数 f を計算する。

$$f = \frac{\sum_i^n \alpha_i \times M_i}{\sum_i^n \alpha_i} / 100$$

$$\sum_i^n \alpha_i = 1$$

このうち、 α_i は二級指標の重み付け、
 M_i は二級指標の評定値である。

計算の結果、調整係数を0.65とする。

ステップ5. 専利権者が一括払い、分割払い方式による支払いを選択する場合は以下のとおり。

開放許諾専利の実施料総額=専利開放許諾の年平均実施料×許諾期間=年平均金額×調整係数×許諾期間=7.6×0.65×5=24.70（万円）。

又は、専利権者がイニシャルペイメントなし+歩合方式による支払いを選択する場合は、開放許諾専利の歩合率の計算は以下のとおり。

開放許諾専利の歩合率=平均歩合率×調整係数=4.2%×0.65=2.73%。

事例三

専利権者は特許「高性能・面積高効率のシナプスメモリユニット構造の製造方法」の開放許諾を行う予定である。当該発明専利の所属産業は「コンピュータ、通信、その他電子機器製造業」である。これより前に、当該の専利技術は3つの異なる被許諾側にそれぞれ許諾が実施されており、いずれも通常実施権許諾契約を締結し、一括払い方式を用いていた。年平均契約金額はそれぞれ18万円、20万円、22万円であり、許諾年数は5年である。当該専利権は明確で安定しており、残存保護期間は10年であり、5年間の開放許諾を予定している。

具体的な計算過程は以下のとおり。

ステップ1. 専利開放許諾の妥当性を判断する

専利技術は独占的許諾又は排他的許諾の状態になく、専利技術が対応する製品の市場化の見通しは比較的良好、専利開放許諾の実施に適する。

ステップ2. 試算方法を選択する

専利技術がすでに他人による実施を許諾されている場合は、当該専利について締結済みの通常実施権許諾契約の実施料を参考にして試算することが適切である。

ステップ3. 計算基数を決定する

すでに締結済みの複数の通常実施権許諾契約を参考にして、年平均契約金額は20万円、許諾年数は5年と決定する。

ステップ4. 調整係数を計算する

このような場合、開放許諾を予定する専利はすでに通常実施権許諾契約を締結した専利と同一の専利であり、調整係数の設定は、主に経済的残存耐用年数の変化、被許諾者の専利実施状況、専利製品の市場シェアの状況、及び成立予定の開放許諾契約の件数等の要素を考慮する。

総合的に考慮した結果、調整係数は0.75に設定する。

ステップ5. 取得する専利開放許諾の実施料を計算する

専利権者が一括払い方式による支払いを選択する場合は、専利開放許諾の実施料=締結済みの専利通常実施権許諾契約の年平均実施料×調整係数×許諾期間=20×0.75×5=75（万円）。

付属文書 2：『第 13 次 5 か年計画』国民経済産業専利通常実施権許諾統計表

『第 13 次 5 か年計画』国民経済産業専利通常実施権許諾統計表

（通常実施権許諾、固定額又は金額換算可能な支払い）

国民経済産業(部類、大分類)	契約件数 (件)	平均許諾期間 (年/件)	年平均契約金 額 (万元/年/ 件)	年平均金額 (万元/年/延べ 回数)
製造業	2812	4.3	53.0	15.1
専用設備製造業	533	4.2	47.0	16.4
化学原料・化学製品製造業	505	4.8	110.4	34.4
コンピュータ、通信、その他の電子機器製造業	404	3.7	33.9	7.8
汎用設備製造業	285	5.0	48.6	15.9
機器・計器製造業	199	3.7	21.3	5.3
金属製品業	137	4.7	39.1	7.6
非金属鉱物製品業	134	3.8	57.4	11.1
電気機械器具製造業	112	4.6	50.5	16.9
医薬品製造業	66	7.9	107.3	98.2
木材加工及び木、竹、藤、シユロ、草製品業	64	1.4	2.6	0.7
鉄道、船舶、航空宇宙、その他の輸送設備製造業	44	3.8	47.8	12.5
廃棄資源総合利用業	42	3.5	22.8	11.1
酒、飲料、茶精製製造業	39	5.1	18.0	16.7
ゴム・プラスチック製品業	37	4.0	21.4	8.9
文化、芸術、体育・娯楽用品製造業	36	4.3	11.4	4.7
その他の製造業	34	3.5	4.5	1.9
家具製造業	30	0.7	7.1	0.7
自動車製造業	29	4.1	37.3	13.7
科学研究・技術サービス業	742	4.1	36.5	9.9
研究・試験開発	632	4.2	35.6	9.8
専門技術サービス業	58	3.4	16.8	4.1
科学技術振興・応用サービス業	52	3.2	70.2	18.4
建築業	220	3.6	28.7	4.3
建築装飾、装飾、その他の建築業	118	4.0	13.4	3.4
土木工事建築業	79	3.0	46.1	12.8
情報送信、ソフトウェア、情	118	2.9	15.9	2.3

国民経済産業(部類、大分類)	契約件数 (件)	平均許諾期間 (年/件)	年平均契約金 額 (万元/年/ 件)	年平均金額 (万元/年/延べ 回数)
報技術サービス業				
ソフトウェア・情報技術サービス業	107	2.9	13.6	1.9
農業、林業、畜産業、漁業	95	2.3	13.8	3.6
農業	39	2.4	3.7	2.7
農業、林業、畜産業、漁業専門及び補助的活動	34	1.9	16.8	2.5
卸売・小売業	90	5.1	7.6	3.3
卸売業	61	5.3	7.7	3.5
小売業	29	4.8	7.6	2.8
電力、火力、ガス及び水の生産・供給業	25	3.0	147.3	64.3

『第13次5か年計画』国民経済産業専利通常実施権許諾統計表

（通常実施権許諾、売上歩合に応じた支払い）

国民経済産業（部 類、大分類）	イニシャルペイメントなし						イニシャルペイメントあり							
	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均イニ シャルペ イメント （万元/ 件）	年平均イ ニシャル ペイメン ト（万元/ 年/件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%
製造業	127	6.4	6.1%	0.088	1.435	4.0%	63	8.9	176.5	20.8	5.2%	0.068	1.316	3.0%
コンピュータ、通 信、その他の電子 機器製造業	25	4.0	5.2%	0.049	0.939	4.0%	17	11.0	77.5	14.8	4.9%	0.052	1.045	3.0%
化学原料・化学製 品製造業	26	8.2	8.3%	0.125	1.495	5.0%	10	8.4	591.8	61.7	2.7%	0.020	0.764	1.8%
専用設備製造業	15	7.4	8.9%	0.159	1.783	5.0%	8	5.2	263.0	29.2	3.1%	0.016	0.497	3.0%
汎用設備製造業	11	7.2	5.1%	0.065	1.269	1.5%	7	6.6	26.9	3.6	9.6%	0.113	1.180	5.0%
電気機械器具製 造業	11	5.5	3.7%	0.017	0.479	3.0%	6	10.7	75.2	13.7	4.2%	0.013	0.319	5.0%
非金属鉱物製品 業	9	8.6	1.9%	0.012	0.595	1.5%	3	11.7	50.7	3.4	2.3%	0.023	0.990	1.0%
金属製品業	6	5.5	4.2%	0.053	1.280	2.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品製造業	5	10.1	7.1%	0.029	0.406	5.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造業	4	7.5	13.8%	0.108	0.784	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-

国民経済産業（部類、大分類）	イニシャルペイメントなし						イニシャルペイメントあり							
	契約件数（件）	平均許諾期間（年/件）	平均歩合率%	標準偏差	変動係数	歩合率の中央値%	契約件数（件）	平均許諾期間（年/件）	平均イニシャルペイメント（万円/件）	年平均イニシャルペイメント（万円/年/件）	平均歩合率%	標準偏差	変動係数	歩合率の中央値%
機器・計器製造業	2	2.2	20.0%	-	-	20.0%	2	12.2	125.0	9.5	3.0%	0.028	0.943	3.0%
その他の製造業	-	-	-	-	-	-	3	8.3	56.9	3.3	15.0%	0.173	1.155	5.0%
金属製品、機械・設備修理業	2	3.7	8.5%	0.049	0.582	8.5%	-	-	-	-	-	-	-	-
皮革、毛皮、羽毛及びその製品・靴製造業	2	8.3	4.3%	0.010	0.228	4.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
紡績業	-	-	-	-	-	-	2	7.1	137.5	16.2	3.3%	0.025	0.761	3.3%
紡績衣料、服飾業	2	2.7	1.5%	0.007	0.471	1.5%	-	-	-	-	-	-	-	-
科学研究・技術サービス業	50	7.0	5.7%	0.049	0.865	5.0%	11	8.4	2211.1	194.8	6.6%	0.046	0.691	5.0%
研究・試験開発	46	7.0	5.5%	0.046	0.835	5.0%	9	7.8	2434.5	214.2	5.9%	0.044	0.737	5.0%
専門技術サービス業	4	7.0	7.6%	0.083	1.094	4.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
情報送信、ソフトウェア、情報技術サービス業	6	3.7	4.2%	0.010	0.236	4.5%	4	10.0	117.5	11.7	12.0%	0.124	1.030	7.5%
ソフトウェア・情報技術サービス	6	3.7	4.2%	0.010	0.236	4.5%	-	-	-	-	-	-	-	-

国民経済産業（部類、大分類）	イニシャルペイメントなし						イニシャルペイメントあり							
	契約件数（件）	平均許諾期間（年/件）	平均歩合率%	標準偏差	変動係数	歩合率の中央値%	契約件数（件）	平均許諾期間（年/件）	平均イニシャルペイメント（万元/件）	年平均イニシャルペイメント（万元/年/件）	平均歩合率%	標準偏差	変動係数	歩合率の中央値%
業														
インターネット及び関連サービス	-	-	-	-	-	-	4	10.0	117.5	11.7	12.0%	0.124	1.030	7.5%
建築業	4	8.3	4.2%	0.050	1.196	1.3%	6	6.6	18.3	2.9	4.0%	0.014	0.354	4.0%
建築装飾、装飾、その他の建築業	3	7.7	4.2%	0.050	1.196	1.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
土木工事建築業	-	-	-	-	-	-	2	4.0	0.1	0.0	4.0%	0.014	0.354	4.0%
建築・設置業	-	-	-	-	-	-	3	5.0	25.0	5.0	-	-	-	-
電力、火力、ガス及び水の生産・供給業	2	8.1	15.0%	0.000	0.000	15.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
電力、火力生産・供給業	2	8.1	15.0%	0.000	0.000	15.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	2	9.2	0.6%	0.005	0.849	0.6%	-	-	-	-	-	-	-	-
石油・天然ガス採掘業	2	9.2	0.6%	0.005	0.849	0.6%	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	2	10.6	10.0	0.9	5.0%	0.000	0.000	5.0%
卸売業	-	-	-	-	-	-	2	10.6	10.0	0.9	5.0%	0.000	0.000	5.0%
農業、林業、畜産	2	13.4	3.0%	0.000	0.000	3.0%	-	-	-	-	-	-	-	-

国民経済産業（部 類、大分類）	イニシャルペイメントなし						イニシャルペイメントあり								
	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均イニ シャルペ イメント （万元/ 件）	年平均イ ニシャル ペイメン ト（万元/ 年/件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%	
業、漁業															
農業、林業、畜産 業、漁業専門及び 補助的活動	2	13.4	3.0%	0.000	0.000	3.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-

『第13次5か年計画』国民経済産業専利通常実施権許諾統計表

（通常実施権許諾、利益歩合に応じた支払い）

国民経済産業（部 類、大分類）	イニシャルペイメントなし						イニシャルペイメントあり							
	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均イニ シャルペ イメント （万元/ 件）	年平均イ ニシャル ペイメン ト（万元/ 年/件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%
製造業	28	6.3	16.8%	0.165	0.979	10.0%	11	12.9	159.4	39.2	12.0%	0.114	0.954	3.0%
化学原料・化学製 品製造業	8	5.0	10.2%	0.086	0.843	10.0%	3	7.7	175.0	56.4	23.3%	0.058	0.247	20.0%
コンピュータ、通 信、その他の電子 機器製造業	7	4.9	35.2%	0.204	0.580	45.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
食品製造業	-	-	-	-	-	-	4	19.9	4.5	0.2	3.0%	0.000	0.000	3.0%
専用設備製造業	4	7.1	20.0%	0.000	0.000	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品業	3	4.3	20.0%	-	-	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
科学研究・技術サ ービス業	10	10.1	11.6%	0.242	2.084	3.7%	2	1.5	1501.5	1500.8	17.5%	0.177	1.010	17.5%
研究・試験開発	9	9.9	12.3%	0.255	2.072	3.0%	2	1.5	1501.5	1500.8	17.5%	0.177	1.010	17.5%
建築業	2	4.8	20.0%	0.141	0.707	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
土木工事建築業	2	4.8	20.0%	0.141	0.707	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業、畜産	2	15.0	1.7%	0.000	0.004	1.7%	-	-	-	-	-	-	-	-

国民経済産業（部 類、大分類）	イニシャルペイメントなし						イニシャルペイメントあり								
	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%	契約件数 （件）	平均許諾 期間（年/ 件）	平均イニ シャルペ イメント （万元/ 件）	年平均イ ニシャル ペイメン ト（万元/ 年/件）	平均歩合 率%	標準偏差	変動係数	歩合率の 中央値%	
業、漁業															

注：表中の標準偏差、変動係数はいずれも平均歩合率の相関指標である

付属文書 3：本ガイドラインの作成にあたり参考にした法令及び関連政策

本ガイドラインの作成過程において参考にした関連法令と政策は以下のとおりである。

一. 法令

（一）「中華人民共和國民法典」（2020年5月28日）第四、五、六、七、八条、第四百四十六条

「第四条 民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。

第五条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、自由意志の原則を遵守し、自己の意思に従い、民事法律関係を設定、変更、終了しなければならない。

第六条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、公平の原則を遵守し、各当事者の権利及び義務を合理的に確定しなければならない。

第七条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、信義則を遵守し、誠実さをもって、約束を厳守しなければならない。

第八条 民事主体は、民事活動に従事する場合には、法律に違反してはならず、公序良俗に背いてはならない。

第四百四十六条 技術契約の代金、報酬又は実施料の支払い方式は、当事者がこれを取り決めるものとし、一括計算をして一括払い、又は一括計算をして分割払いをする方式を用いることができ、歩合支払又は歩合支払にイニシャルペイメントの事前支払を附加する方式を取り入れることもできる。

歩合支払を取り決めた場合には、製品価格、専利実施及びノウハウ使用後に増加する価値、利益又は製品の販売額の一定比率に従い歩合とすることができ、取り決められたその他の方式に従い計算することもできる。歩合支払の比率については、固定比率、逐年逦増比率又は逐年逦減比率を用いることができる。

歩合支払を取り決めた場合には、当事者は、契約中に関係する会計科目を閲覧する方法を取り決めることができる。

（二）「中華人民共和國専利法」第五十、五十一、五十二条

「第五十条 専利権者が自ら書面にて國務院専利行政部門に、如何なる単位又は個人も当該専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、かつ許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合には、國務院専利行政部門はこれを公告し、開放許諾を実施する。実用新案、意匠専利について開放許諾声明を提出する場合は、専利権評価報告書を提供しなければならない。

専利権者が開放許諾声明を取り下げの場合は、書面により提出しなければならないが、かつ國務院専利行政部門がこれを公告する。開放許諾声明の取り下げが公告された場合には、先に与えられた開放許諾の効力には影響を及ぼさない。

第五十一条 如何なる単位又は個人も開放許諾に係る専利を実施する意思がある場合には、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾実施料の支払方式、基準に従って許諾実施料を支払うことにより、専利実施許諾を受けることができる。開放許諾の実施期間において、専利権者に対して専利年費の納付については、減免する。

開放許諾を実施する専利権者は、被許諾者と許諾実施料について協議の上、通常実施権許諾を付与することができるが、当該専利について独占的又は排他的許諾を付与してはならない。

第五十二条 当事者は開放許諾の実施について紛争が生じた場合には、当事者間の協議によって解決する。協議する意向がない場合又は協議が成立しない場合は、國務院専利行政部門に調停を請求することができ、また人民法院に提訴することもできる。」

（三）「中華人民共和国科学技術成果轉化促進法」第三条、第十七条、第十八条

「第三条 科学技術成果の轉化活動は、イノベーション主導型發展戰略の実施の加速に有益で、科学技術と經濟との結び付けを促進し、經濟的便益・社会的便益の向上及び環境の保護、合理的な資源利用に有益で、經濟建設、社会發展及び国家安全の促進に有益なものでなければならない。

科学技術成果の轉化活動は、企業の主体的役割を發揮させ、市場法則を尊重し、自由意思、互惠、公平、信義則に従い、法令の規定及び契約の取決めにより、利益を享受しリスクを負担するものでなければならない。科学技術成果の轉化における知的財産権は法律による保護を受ける。

科学技術成果の轉化活動は、国の法令を遵守し、国家利益を擁護しなければならない。公共の利益及び他人の合法的な權益を損なってはならない。

第十七条 国は、研究開発機関、高等教育機関が、讓渡、許諾又は評価出資等の方式により、企業又はその他の組織に対し科学技術成果を移転することを奨励する。

国によって設立された研究開発機関や高等教育機関は、科学技術成果の轉化の管理、組織、調整を強化し、科学技術成果の轉化のチーム作りを促進し、科学技術成果の轉化のプロセスを最適化し、自機関の技術移転業務の担当組織を介し、又は独立した科学技術成果轉化サービス機関に委託して技術移転を行わなければならない。

第十八条 国によって設立された研究開発機関、高等教育機関は、保有する科学技術の成果について讓渡、許諾又は評価出資を自分の意思で決定することができるが、合意に基づく価格設定や技術取引市場における公示取引、競売等の方式により価格を定めなければならない。合意に基づく価格設定の場合は、自機関において科学技術成果の名称及び取引予定価格を公示しなければならない。」

（四）「中華人民共和国企業国有資産法」第五十四条、第五十五条

「第五十四条 国有資産の讓渡については、等価及び有償並びに公開、公平、公正の原則を遵守しなければならない。

国の規定に従い、協議により直接讓渡できる場合を除き、国有資産の讓渡は、法により設立された所有権取引所において公開で行われなければならない。讓渡側は、事実通りに関連情報を開示して讓受側を募集しなければならない。募集において讓受側が複数となる場合には、讓渡について公開価格競争による取引の方式を取らなければならない。

第五十五条 国有資産にかかる讓渡が法により評価を受けなければならない場合には、出資者職責の履行機構がこれを認可し、又は出資者職責の履行機構が同級人民政府に報告して承認を受けた価格を根拠として、最低讓渡価格を合理的に決定する。」

（五）「行政事業性国有資産管理条例」（国令第 738 号）第二条、第十二条、第二十三条

「第二条 行政事業性国有資産とは、行政単位、事業単位が次の各号の方式により取得又は形成した資産をいう。

- （一）財政資金を使用して形成された資産
- （二）讓渡又は移転、置換を受け入れて形成された資産
- （三）寄付金として受け入れられ、かつ国有資産として認識された資産
- （四）その他の国有資産

第十二条 行政単位の国有資産は当該単位の機能遂行上の必要性に応じて用いなければならない。

法律に別段の定めがある場合を除き、行政単位はいかなる形でも国有資産を外国投資や営利組織の設立のために使用してはならない。

第二十三条 国が設立した研究開発機関、高等教育機関がその保有する科学技術成果の使用及び処置は、『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』『中華人民共和国専利法』及び国の関連規定に従い実施する。」

（六）「事業単位国有資産管理暫定弁法」（財政部令第 100 号）第四十条、第五十六条

「第四十条 国が設立した研究開発機関、高等教育機関がその保有する科学技術成果を非国有独資企業に譲渡、許諾又は非貨幣性資産を用いた投資を行う場合、単位は資産評価を行うか否かを自主的に決定する。

第五十六条 国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、その保有する科学技術成果について、譲渡、許諾又は非貨幣性資産を用いた投資を自主的に決定することができ、主管部門、財政部門に報告して審査認可又は届出を行う必要がなく、かつ協議による価格設定、技術取引市場での上場取引、競売等の方式で価格を決定することができる。

国が設立した研究開発機関、高等教育機関が科学技術成果を転化して得た収入はすべて自単体に帰属する。」

二. 関連政策

（一）『中華人民共和国科学技術成果転化促進法』の若干の規定の印刷配布と実施に関する国務院の通知（国発[2016]16号）

「一. 研究開発機関、高等教育機関の技術移転を促進する。

（一）国は研究開発機関、高等教育機関が、譲渡、許諾又は非貨幣性資産を用いた投資等の方式で、企業又はその他の組織に科学技術成果を移転することを奨励する。国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、中小・零細企業に優先的に科学技術成果を移転し、大衆創業、万衆創新（大衆によるイノベーション、万人による起業）に技術供給を提供するための適切な措置を講じなければならない。

国が設立した研究開発機関、高等教育機関は、その保有する科学技術成果について、譲渡、許諾又は非貨幣性資産を用いた投資を自主的に決定することができ、国家機密や国家安全保障に関わる場合を除き、審査認可又は届出は不要である。……」

（二）「国知的財産権局弁公室 専利開放許諾パイロットプロジェクト作業方案の印刷配布に関する通知」（国知弁函運字[2022]448号）

「三. 試行の任務。（三）価格設定指導等の一連のサービスを適切に行う。1. 価格設定指導を強化する。試行省局は専利権者に、一括払い、歩合支払、イニシャルペイメントへの歩合支払の附加等の一般的な支払い方法を広く周知する必要がある。専利権者に対し、「第 13 次 5 年計画」期間に国家知識産権局が発表した許諾を実施する専利の実施料のデータにおける同産業の平均許諾金額又は費率を参考にし、合理的、公正かつ低廉な価格設定を実現するよう指導する。専利権者に対し、開放許諾の『一对多』の特性を十分に考慮し、許諾実施料の基準を適切に下げるよう指導する。専利権者が段階的な無料許諾を行い、先試用、後払い等の方式を模索し、許諾需要側のモチベーションをより高め、合理的かつ有効な方式で許諾収益を拡大することを奨励する。」

（三）国有資産監督管理委員会・国家知識産権局「中央企業の知的財産権業務の質の高い発展の促進に関する指導意見」の印刷配布に関する通知（国資発科創規[2020]15号）

「三. 知的財産権の効率的な運用を促進する。

（八）知的財産権の実施を強化する。内部技術市場と知的財産権の有償使用メカニズムの確立を奨励し、知的財産権の実施率を高める。企業の知的財産権の対外許諾や譲渡関連の手続き及び技術普及目録を制定し、等級別管理を実施し、既存の資源を活用する。他の企業との知的財産権協力を強化し、運用利益を高める。科学技術成果転化メカニズムの構築・整備を図り、賃金総額、株式インセンティブ、配当権インセンティブ等の分配奨励政

策を十分に利用し、知的財産権の実施を促進する。

（九）知的財産権のコンプライアンス利用を強化する。知的財産権の許諾、譲渡、買収時に、評価、協議、上場取引、競売等の市場取引を通じて価格を決定する。新技術、新プロセス、新素材、新製品等が市場に投入される前に、知的財産権の法的リスク分析を実施し、法的リスクを効果的に防止する。他人の知的財産権を尊重し、取り決めた範囲に基づき厳格に使用する。」

出所：

国家知識産権局ウェブサイト 2022 年 10 月 24 日

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179776.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。